

遊佐町									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
遊佐町持家住宅リフォーム支援金事業【県支援事業活用】	補助金	—	○	—	遊佐町内の業者さんに頼んで、建物を新築、増改築、修繕、下水道接続工事をしたりにする場合に支援金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内業者と契約する方(太陽光発電設置工事、耐震改修工事の場合はこれに限りません。) ・他の助成制度を利用しない方 ・平成30年3月末日までに工事完了届の提出が可能な方 ・交付対象者及びその同一世帯の方が町又は現住所地の市町村に納めるべき税及び使用料等の滞納がない方 ・実績報告書提出時まで下水道接続されている方。浄化槽区域については合併浄化槽が接続されている方。 ・暴力団員ではない方 	<p>○下記のいずれか一つとする。(①②③については交付上限額100万円)</p> <p>①交付対象工事費の10%</p> <p>②下水道等接続工事を同時に行う場合は対象工事費100万円まで20%、超える部分については10%。</p> <p>③世帯要件を満たす場合は、対象工事費150万円までを20%、160万円以上については10%</p> <p>④耐震改修工事の場合は対象工事費の50%(上限120万円)。</p>	平成29年4月3日～平成30年3月31日	地域生活課 管理係 0234-72-5883
遊佐町定住住宅新築支援金	補助金	○	—	—	自ら居住する住宅を建設する場合に支援金を交付します。		交付対象工事費の10%(上限100万円)町内在住40歳未満の方、町外在住の方が町内定住目的で該当工事を行う場合は対象工事費の10%(上限120万円)	平成29年4月3日～平成30年3月31日	地域生活課 管理係 0234-72-5883
遊佐町定住住宅取得支援金	補助金	—	—	○	中古住宅・建売住宅を取得する場合に支援金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の助成制度を利用しない方(ただし、持家住宅リフォーム支援金は除く) ・当該住宅に転居していないこと。※転居を伴わない場合は、不動産売買契約を締結していないこと。 ・平成28年4月1日以降に売買契約を締結したもしくはする予定であり、年度内に町内に居住し、定住する意思のある方 ・交付対象者及びその同一世帯の方が町又は現住所地の市町村に納めるべき税及び使用料等の滞納がない方 ・暴力団員ではない方 	交付対象取得費の10%(上限100万円)、町内在住の40歳未満の方、町外在住の方が町内定住目的で住宅取得を行う場合は対象取得費の10%(上限120万円)	平成29年4月3日～平成30年3月31日	地域生活課 管理係 0234-72-5883
遊佐町定住賃貸住宅新築支援金	補助金	○	—	○	町内に賃貸住宅(貸家、アパート、マンション等)を新築する個人、または法人に支援金を交付します。 ※個人や法人は町外も可。	<ul style="list-style-type: none"> ・税金等の滞納をしていないこと。 ・工事着手前であること。 	入居可能戸数一戸あたり120万円(上限1,000万円)	平成29年4月3日～平成30年3月31日	地域生活課 管理係 0234-72-5883
遊佐町住宅リフォーム資金利子補給制度	利子補給	○	○	—	建物を新築、増改築、修繕、耐震改修、外構工事及び再生可能エネルギー(太陽光や太陽熱、地熱等)利用機器を設置する工事の資金を金融機関で借りる場合に利子補給をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の助成制度を利用しない方 ・借入金の返済が確実にできる方 ・町税等の滞納がない方 ・住宅に下水道、農業集落排水又は合併浄化槽に接続されていること。または工事完了届提出時までに接続していること。 ・過去に同制度を利用した方は当該貸付金の返済が完了している方 	利子補給額は年2.5%以内	平成29年4月3日～平成30年3月31日	地域生活課 管理係 0234-72-5883
遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	—	—	○	再生可能エネルギー設備を個人、もしくは法人(一部の設備を除く)が設置する経費に対して助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、(工事完了までに本町に転入する予定の個人を含む)住宅、事業所、農業用施設に設備を設置する方。 ・太陽光発電については電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を締結する方。 ・町税等の滞納がない方。 ・工事着手前であり、交付決定日以降に工事着手する方。 ・平成30年3月末まで実績報告が可能な方。 	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電設備:出力1kwあたり3万円(上限4kw) ②木質バイオマス燃焼機器:本体費の3分の1(上限5万円) ③太陽熱利用装置:10分の1(上限2万5千円) ④地中熱利用空調装置:10分の1(10万円) ⑤風力発電設備:10分の1(10万円) <p>※詳細な条件については下記の連絡先まで</p>	平成29年4月3日～平成30年3月31日	地域生活課 環境係 0234-72-5881